一　(一)　保安林の所在場所　群馬県多野郡神流町大字平原字焼河原一三三一、一三三四の一、一三三四の二、一三三五の一、乙一三三五、一三三六

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　保安林の所在場所　群馬県多野郡神流町大字平原字登戸一一八三の一、甲一一八三の二、一一八三の三、一一八四、字柏木九四五、九四六の一、九五五の一、九五五の二、九五六、九五八、字下向甲一二七四の二、乙一二七五、字作原一五九二、大字神ケ原字日向ソヲリ二七五の二、字白石津一二一三の一、一二一三の二、字叶岳屋敷一二九四の一、一二九九、一三〇一、一三〇二の一、一三〇二の二、字大平一二〇五の一、一二〇五の二、一二〇六の一、一二〇六の二

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び神流町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十六年九月二十七日

農林水産大臣　亀井　善之

一　(一)　保安林の所在場所　群馬県甘楽郡下仁田町大字西野牧字宮平一五五二六の一、一五五二六の二、一五五二六の四、一五五二七から一五五三九まで、字黒原一五九三一の一、一五九三一の二、甲一五九三二、一五九三二の二、一五九三三、甲一五九三六、一五九三六の二、甲一五九三七、一五九三七の二、一五九四三から一五九四五まで、一五九四六の一から一五九四六の三まで、一五九四七から一五九五四まで、甲一五九五六の一、乙一五九五六、一五九五七の一、一五九七一、一五九七二、字梨子木平一六〇二四、一六〇二五、一六〇二七から一六〇三〇まで、甲一六〇三一、一六〇三一の二、一六〇三一の三、一六〇三六から一六〇三八まで、甲一六〇三九、一六〇三九の二、一六〇三九の三、一六〇四三から一六〇四八まで、一六〇五〇の一、一六〇五〇の二、一六〇五一から一六〇五六まで、乙一六〇五七の一、一六〇五八、一六〇五九、一六〇六五、一六〇六九、一六〇七一、一六〇七二、甲一六〇七三、一六〇七三の二、一六〇七三の三、一六〇七四から一六〇八一まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び下仁田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十六年九月二十七日

農林水産大臣　亀井　善之

一　(一)　保安林の所在場所　群馬県甘楽郡南牧村大字大仁田字大星甲一四一五の一、甲一四一五の二、一四一六

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　群馬県甘楽郡南牧村大字大仁田字二瀬川甲一一三二の一、一一三二の二、一一三四の四、一一三四の九、一一四六の一、一一四六の二、一一四七、利根郡水上町大字粟沢字澤添二八六の八、二八六の一二、二八六の一七から二八六の二四まで、三二〇の一、三二七、字沢添三一一、三一五、三一九、三二〇の二、三二一、三二二、三二四、字小坂三五〇から三五四まで

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十六年九月二十七日

農林水産大臣　亀井　善之

一　保安林の所在場所　群馬県安中市下秋間字明後沢三〇九三の二（次の図に示す部分に限る。）、字七曲り三五一九の一、三五一九の三、利根郡片品村大字菅沼字西原二五一の五（国有林。次の図に示す部分に限る。）、字阿増受四の一、大字須賀川字アゾウケ二八五の四、新治村大字須川字小八原六七六、字中原七〇五の一、七〇五の三、七〇七の一、七〇七の二、字下原一〇一八の一、一〇一八の二、一〇一九、一〇二四、水上町大字粟沢字山入五七九、五八〇の一、五八〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁並びに安中市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第三百号

特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十九号）の施行に伴い、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）又は商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）の規定により記章等を指定したときの独立行政法人工業所有権情報・研修館において公衆の縦覧に供する件を次のように定め、平成十六年十月一日から施行する。なお、平成十三年経済産業省告示第百五十一号（不正競争防止法又は商標法の規定により記章等を指定したときの独立行政法人工業所有権総合情報館において公衆の縦覧に供する件）は、平成十六年九月三十日限り、廃止する。

平成十六年九月二十七日

経済産業大臣　中川　昭一

不正競争防止法又は商標法の規定により記章等を指定したときの独立行政法人工業所有権情報・研修館において公衆の縦覧に供する件

不正競争防止法第九条第一項の規定により国の紋章その他の記章（以下「記章」という。）を定めたとき若しくは同条第三項の規定により監督用若しくは証明用の印章若しくは記号（以下「印章等」という。）を定めたとき若しくは同法第十条の規定により国際機関を表示する標章（以下「標章」という。）を定めたとき又は経済産業大臣が商標法第四条第一項第二号の規定により記章を指定したとき若しくは同項第三号の規定により標章を指定したとき若しくは同項第五号の規定により印章等を指定したときは、当該記章、印章等又は標章を独立行政法人工業所有権情報・研修館において、公衆の縦覧に供することとする。